熊本県人権施策 · 啓発推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づいて、熊本県が取り組むべき人権施策の基本的方向やあり方等について検討するとともに、熊本県が実施する人権啓発事業等について広く意見を求めるため、熊本県人権施策・啓発推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 熊本県が取り組むべき人権施策の基本的な方向及びあり方等に関すること。
 - (2) 熊本県が実施する人権啓発事業等に関すること。

(委員)

- 第3条 推進委員会は、知事が委嘱する14人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第4条 推進委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを選任する。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、熊本県環境生活部人権同和政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年10月30日から施行する。
- 2 熊本県人権施策推進会議設置要綱(平成18年2月8日施行)は廃止する。
- 3 熊本県人権センター事業検討委員会設置要項(平14年8月30日施行)は廃止する。
 附 則
 - この要綱は、平成21年4月1日から施行する。